



第 3 章

障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標

基本指針では、障害のある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度とする障害福祉計画及び障害児福祉計画において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次の7項目について成果目標を設定することが適当であるとしています。また、成果目標を達成するために必要な量等を計画に見込むことが適当であるとしています。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している人のうち、適切に意思決定支援を行うことにより地域生活を希望する人に対し、地域での暮らしを保障することが必要です。基本指針では、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を令和8年（2026年）度末までに地域生活へ移行すること、施設入所者数を令和4年度末時点から令和8年（2026年）度末までに5%以上の削減することとしています。

この目標の達成には受け皿となる重度障害のある人を受け入れ可能なグループホームが増えることや、入所者の意思決定支援が必要であることから、高い専門性を持った支援が必要です。

本市では入所者や家族の意向を踏まえ、グループホームを利用する等により地域生活への移行を進め、以下の目標の達成を目指します。

基準数	
令和4年度末の施設入所者数	80人
目標値	
令和8年度末までの地域生活移行者数	5人
令和8年度末の施設入所者数	76人以下

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本指針では、都道府県に精神障害のある人の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とすること、精神病床における1年以上長期入院患者数を一定数以下に抑えること、精神病床における早期退院率を一定数以上にすることの3点を目標値として設定することを求めています。市町村には精神障害に対する重層的な連携による支援体制についての見込みを設定することを求めています。

本市では、令和6年度から始まる第5次地域福祉計画において重層的支援体制整備事業の推進を掲げます。重層的支援体制整備事業の推進には地域包括ケアシステムにおいて受け止めた精神障害の課題を必要な機関につないで支援していくことが必要です。本市では、自立支援協議会のこころグループにおいて精神障害のある人の地域生活のための保健、医療及び福祉関係者による協議の体制を確立しており、引き続きその充実に努めます。

○基本指針の示す活動指標と見込み

指標	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	4	4	4	4	4	4
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	19	20	20	20	20	20
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1	1	1	1
精神障害のある人の地域移行支援の利用者数	人	7	3	3	3	3	3
精神障害のある人の地域定着支援の利用者数	人	33	33	33	34	35	36
精神障害のある人の共同生活援助の利用者数	人	37	45	48	51	54	57
精神障害のある人の自立生活援助の利用者数	人	0	0	0	0	0	0
精神障害のある人の自立訓練（生活訓練）の利用者数	人	4	4	5	5	5	5

3 地域生活支援の充実

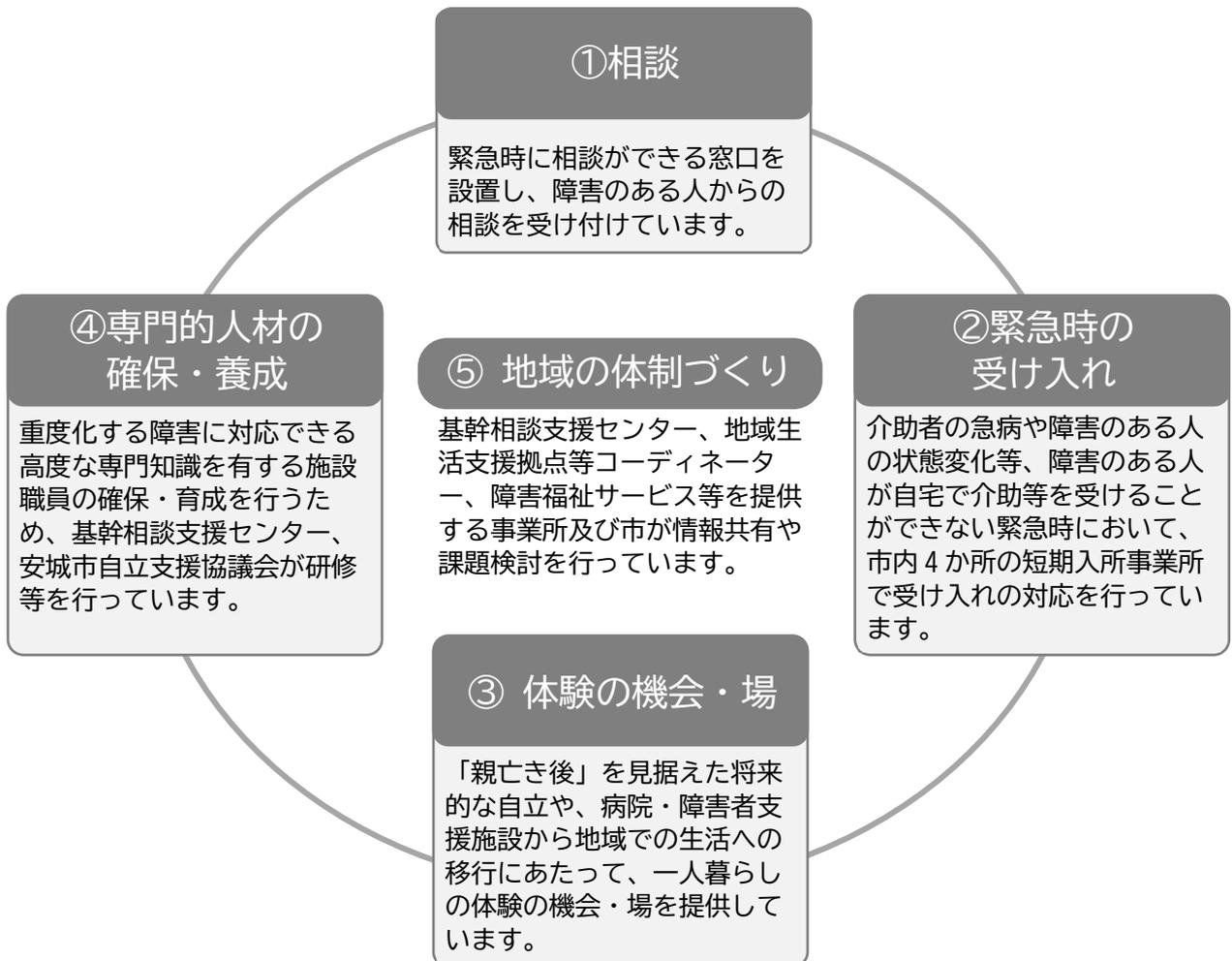
基本指針では、令和8年度（2026年度）末までに、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本としています。

また、令和8年度（2026年度）末までに、強度行動障害のある人に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本としています。

地域生活支援拠点等とは、障害のある人や介助する家族の高齢化、「親亡き後」の生活を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支えるための支援体制のことです。

本市においては、次の概念図のとおり、5つの機能を柱としています。

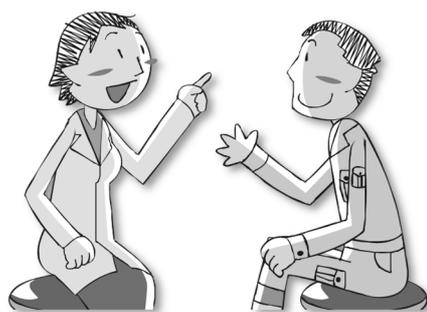
■安城市の地域生活支援拠点等の概念図



本市では、地域生活支援拠点等の設置については拠点の機能を有する複数の事業所が横の連携で支援に当たる面的整備が済んでいますので、本市独自の成果目標を設定します。

強度行動障害のある人への支援については、本市でも支援が困難な事例が多いため、支援ニーズを把握し、ニーズに基づく支援ができるよう、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

指標	令和4年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
一人暮らしのための体験部屋の実利用人数	4人	8人
一人暮らしのための体験部屋の利用回数	34回	60回
地域生活支援拠点等コーディネーターの配置人数	2人	4人
地域生活支援拠点等有する機能の充実に 向けた支援の実績等を踏まえた検証及び 検討の実施回数	1回	1回
強度行動障害のある人の支援体制の整備	未整備	整備



4 福祉的就労等から一般就労への移行等

基本指針では、令和8年度における福祉施設の利用者のうち、一般就労への移行実績を、令和3年度の1.28倍以上とすることを基本としています。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及びB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとしています。

就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本としています。また、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上、就労継続支援B型事業については1.28倍以上とすることを基本としています。

また、障害のある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本としています。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本としています。

本市では、以下のように成果目標を設定し、在宅就労も含め、障害特性に応じた多様な就業機会の確保に努めます。

基準数		
令和3年度の 一般就労移行者数	うち就労移行支援	47人
	うち就労継続支援A型	34人
	うち就労継続支援B型	11人
		1人
目標値		
令和8年度中の一般就労移行者数	62人	
令和8年度中の一般就労移行者数 (就労移行支援)	45人	
令和8年度中の一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	15人	
令和8年度中の一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	2人	
令和8年度における一般就労へ移行した者のうち 就労定着支援の利用者数	7人	
令和8年度における就労定着支援事業所のうち就労定着率 7割以上の事業所の割合	2割5分以上	
令和8年度における就労移行支援事業利用終了者に占める 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	5割以上	

5 障害児支援の提供体制の整備等

基本指針では、令和8年度（2026年度）末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。

また、令和8年度（2026年度）末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること、主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村に少なくとも1事業所以上確保することとしています。

加えて、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度（2026年度）末までに、市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとしています。

本市では、児童発達支援センターが2か所整備されており、発達に心配や遅れのある子どもに18歳まで継続した支援を実施しています。今後はその体制を維持しつつ、障害のある子どもへの支援が充実するよう努めます。また、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための保育所等訪問支援事業所が複数あり、主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所も複数あります。

医療的ケア児への支援については、令和3年に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されました。愛知県は令和4年度に7か所の医療的ケア児支援センターを設置し、地域ごとに医療的ケア児等アドバイザーを配置し、令和5年度から愛知県のすべての医療的ケア児とその家族に対する支援ネットワーク構築事業が始まっています。本市では令和5年4月1日時点で医療的ケア児等コーディネーターが8人いますので、医療的ケア児等コーディネーターとともに愛知県の事業に協力し、医療的ケア児及びその家族への支援に当たります。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が医療的ケア児のための連携を図ることを目的とした協議の場を設置しており、今後も協議の場を継続します。

6 相談支援体制の充実・強化等

基本指針では、令和8年度（2026年度）末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保するとしています。自立支援協議会においては、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組むとともに、これらの取組を行うために必要な体制を確保することとしています。

本市では、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援事業所に対する指導に当たっています。また、自立支援協議会では、多くの専門部会があり、地域課題の解決に向けて活発に活動しています。

しかしながら、第2章6（4）のとおり、相談支援専門員が不足しており、十分な相談ができないことも危惧される状況にあります。

今後も基幹相談支援センター及び自立支援協議会の充実を推進するとともに、必要な相談支援専門員の確保に努めます。

○基本指針の示す活動指標と見込み

指標	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	25	13	25	25	25	25
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	15	15	15	15	15	15
地域の相談機関との連携強化の取組の実施件数	件	12	12	12	12	12	12
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	1	1	1	1	1	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回	5	4	3	3	3	3
事例検討の参加事業所数	回	7	7	8	8	8	8
協議会の専門部会の設置数	個	12	13	14	12	12	12
協議会の専門部会の実施回数	回	87	73	84	72	72	72

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

基本指針では、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することとしています。

障害福祉サービス等の質向上への対策としまして、市職員には、愛知県や各種福祉団体が提供する研修機会に積極的に参加させています。事業者に対しては、自立支援協議会を通じて虐待防止や応用行動分析学等の研修機会を提供しています。また、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の分析を事業者提供し、適正な給付費の請求を促しています。

今後も以上の取組を引き続き推進し、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

○基本指針の示す活動指標と見込み

指標	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
各種研修への市職員の参加者数	人	10	10	10	10	10	10
審査支払に係る分析結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	回	12	12	12	12	12	12

